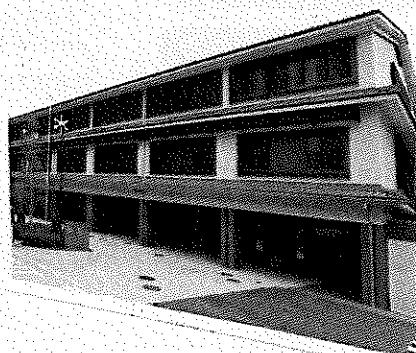
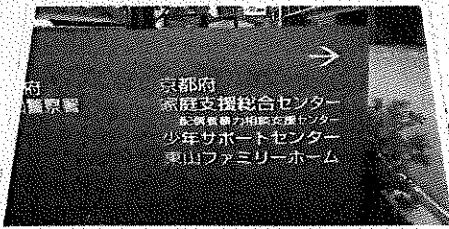


児童虐待の現状について

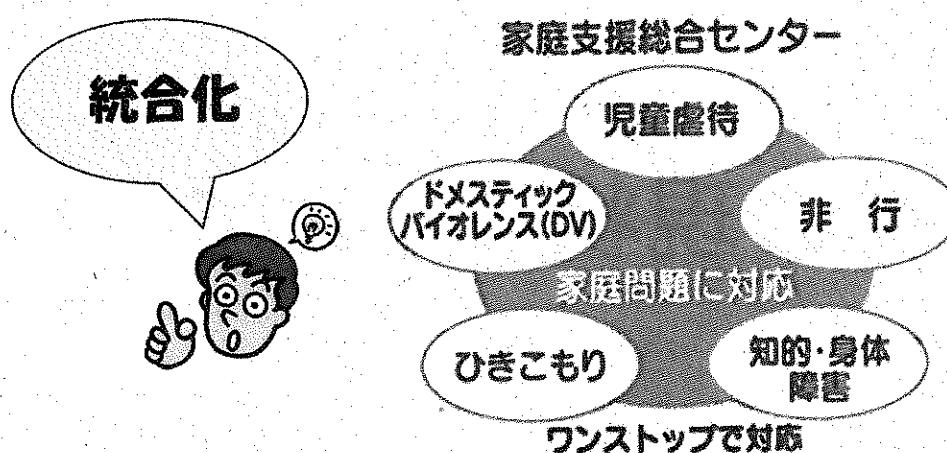


京都府家庭支援総合センター
相談・判定課 児玉

[京都府家庭支援総合センター]



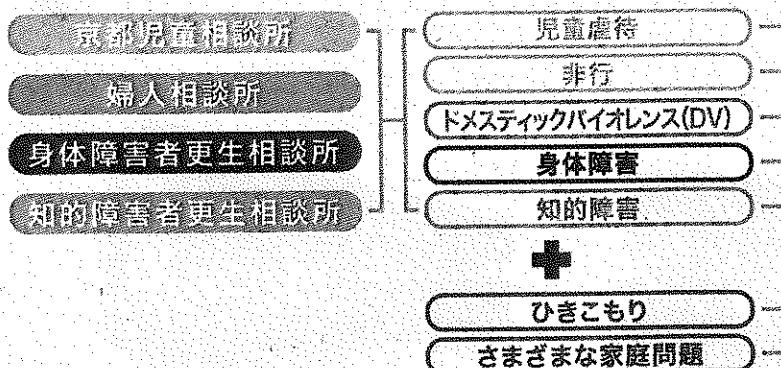
相談機能の統合・関係機関の併設



**家庭問題に対する
「総合的な支援体制」の確立**
**様々な家庭問題に専門スタッフが
「ワンストップ」で対応**

総合的な支援体制の確立

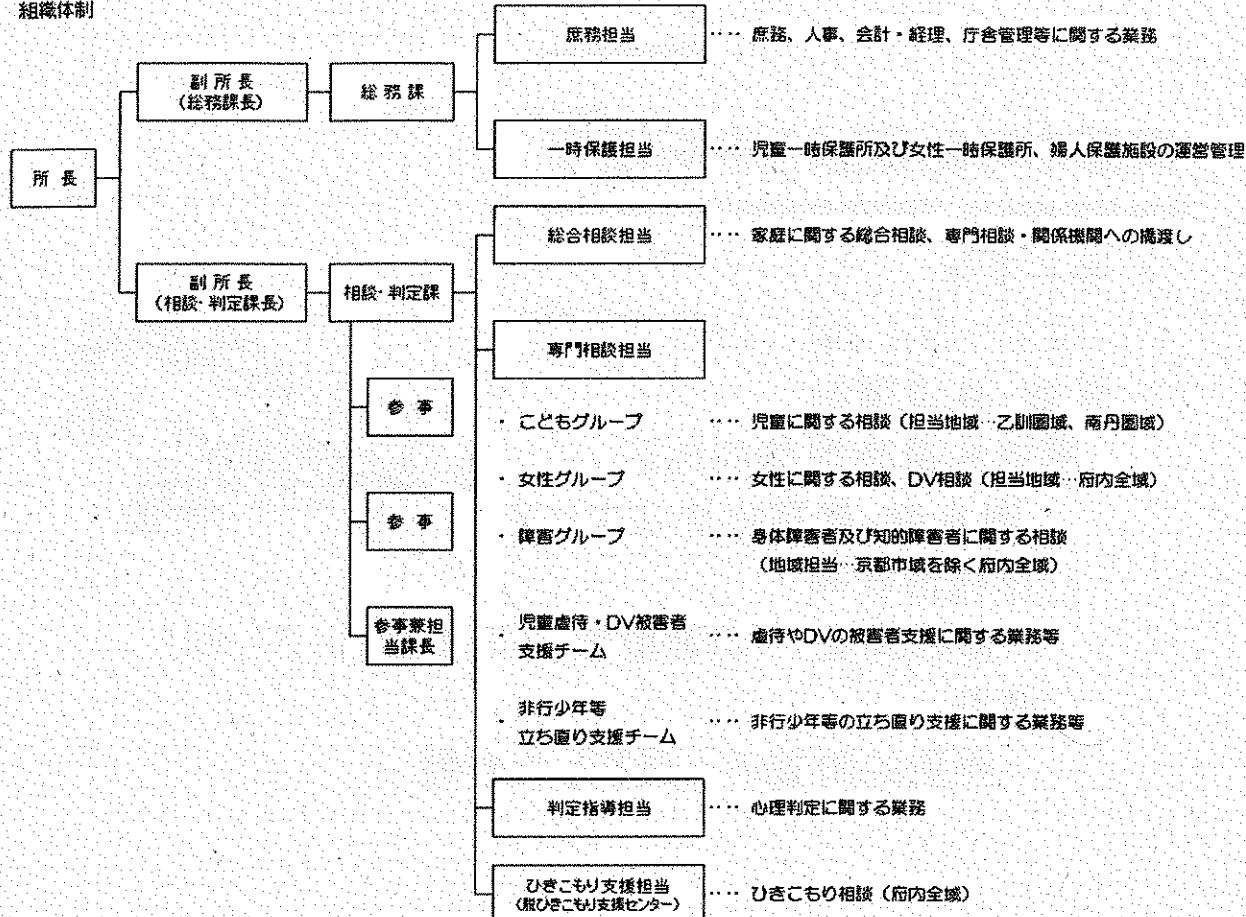
以前は各相談機関に相談 → ワンストップで対応！



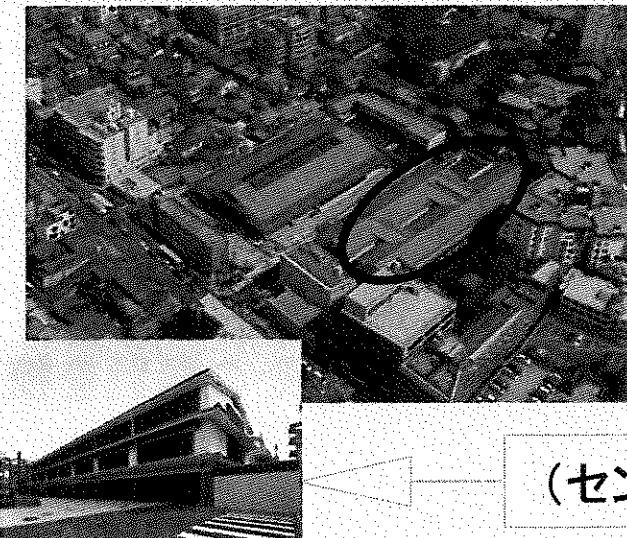
家庭支援
総合
センター



組織体制



京都府家庭支援総合センター



開所

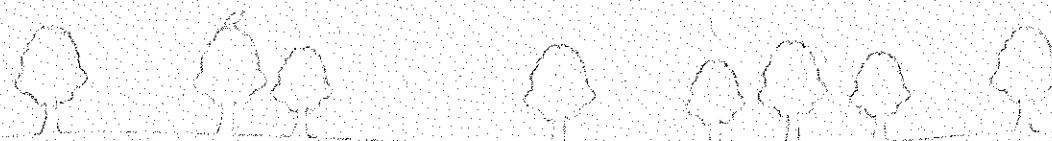
平成22年4月1日

構造・規模

鉄筋コンクリート造
3階建て

延床面積約5,600m²

（センターは1階及び2階部分）



京都市の新景観規制の遵守

□ 高さ規制

従前15m → 12m

□ 景観・眺望規制

歴史的遺産型美観地区

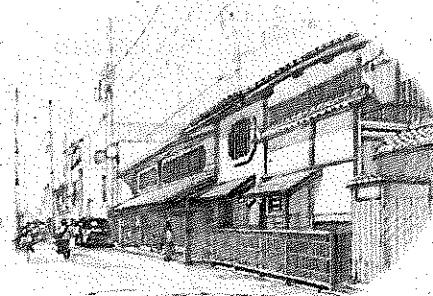
清水寺・産寧坂周辺エリア

○屋根形状等

・屋根勾配・切妻屋根・日本瓦(いぶし銀)

○意匠

・歴史的町並みと調和した外観



児童相談所とは (設置目的)

市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、その置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もつて子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること

京都府の児童相談所

	宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)		京田辺支所		家庭支援総合 セントラル	福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)
	本所	京田辺支所	京田辺市	京都市		
所在地	宇治市	宇治市	京田辺市	京都市	福知山市	
面 積	km ² 521.2	km ² 114.2	km ² 407.0	km ² 1177.1	km ² 2086.8	
3,785.1	13.8%	3.0%	10.8%	31.1%	55.1%	
人 口	人 552,771	人 271,927	人 280,844	人 284,921	人 280,095	
1,131,501	49.5%	24.3%	25.1%	25.5%	25.1%	
児童数	人 92,172	人 42,765	人 49,407	人 45,755	人 43,236	
189,633	50.9%	23.6%	27.3%	25.3%	23.9%	
担当区域	5市6町1村	2市1町	3市5町1村	4市2町	5市2町	

平成31年4月1日現在

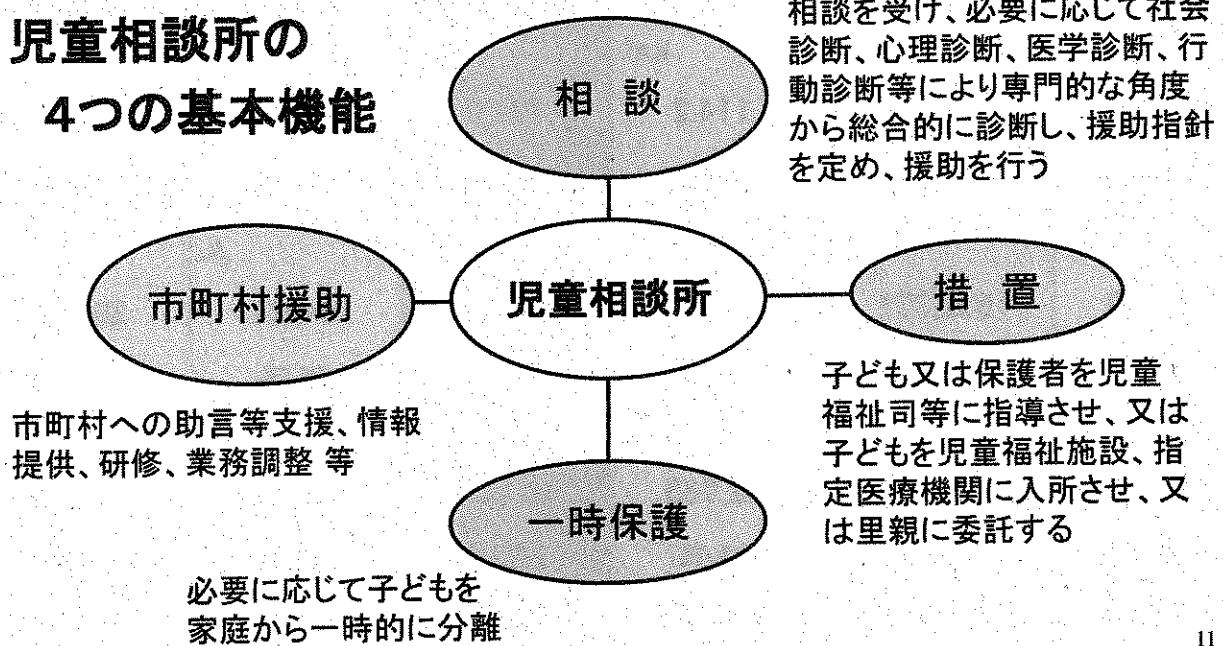
相談援助活動の理念

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していく。

(児童相談所運営指針から抜粋)

児童相談所の機能

児童相談所の 4つの基本機能



11

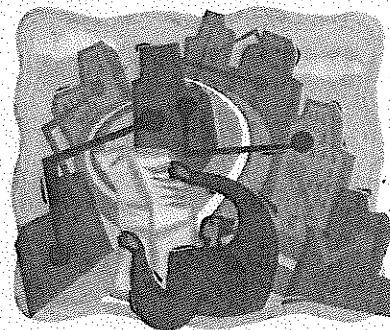
児童相談所の基本的機能

- ① 市町村援助機能
- ② 相談機能
- ③ 一時保護機能
- ④ 措置機能

12

① 市町村援助機能

- 専門的助言と援助
- 市町村間の業務調整
- 研修、広報 等



13

② 相談機能



相談の種別

- ・ 養護相談(虐待、失踪、病気、死亡)
- ・ 保健相談(アレルギー、未熟児、虚弱児)
- ・ 障害相談(肢体・視聴覚・言語・重心・知的・発達)
- ・ 非行相談(ぐ犯・触法行為 等)
- ・ 育成相談(性格行動・不登校・育児しつけ)

14

③ 一時保護機能

- 緊急保護＝子どもの安全を確保する
(遺棄、家出、放任、虐待、触法 etc.)
- 行動観察
(適切かつ具体的な援助方針を探るため)
- 短期入所指導
(心理的援助、カウンセリング、生活指導等)
※一時保護は原則2ヶ月以内の期間
(登校・登園できない、自由に外出できない等子どもの行動を一定制限するため)
◎平成30年度から、保護者不同意の2ヶ月を超える一時保護は、司法関与により、必要か否か判断されることとされた

15

④ 措置機能

- 「措置」(行政処分)による援助
 - ・児童福祉司指導など
 - ・児童福祉施設入所
(乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設 等)
 - ・里親委託
- ※家庭養護の推進は国レベルの重点事項
- ※里親支援は児相業務と法律上に位置づけられた
- ・家裁送致
- 「措置」(行政処分)によらない援助
助言指導・継続指導・他機関あっせん

16



児童虐待の定義

(第2条) この法律において、「児童虐待」とは、**保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)**が**その監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)**について行う次に掲げる行為をいう。

17

① 身体的虐待

- ・ 打撲、あざ(内出血)、骨折、刺し傷、たばこによる火傷
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる
- ・ 布団蒸しにする、逆さ吊りにする、縄で拘禁する等して身体の自由を奪う
- ・ 意図的に病気にさせる
- ・ 寒い時期に戸外に閉め出す 等々

18

② 心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫
- ・ 無視したり、拒否的な態度を繰り返す
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動を繰り返し行う
- ・ 子どもの面前で配偶者やその他の家族等に対して暴力を振るう、暴言を浴びせる 等

19

③ 性的虐待

- ・ 子どもへの性交
- ・ 性器を触る又は触らせるなど性的行為の強要・教唆
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ しつこく卑猥な言葉などを言う
- ・ ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する 等々

20

④ ネグレクト

- ・ 衣、食、住が極端に不適切で、健康を損なうような無関心・怠慢がある
- ・ 遺棄する
- ・ 重大な病気等になっても病院に連れて行かない。必要な医療を受けさせない。
- ・ 乳幼児を残し度々外出する、暑い車内に放置する
- ・ 家に閉じこめる(学校等に登校させない)
- ・ 同居人が①、②又は③に掲げるものと同様の行為をしても放置する 等々

21

子ども虐待対応の実際

○ 子ども虐待とは？

子どもに対する重大な権利侵害であり、しつけとは明確に異なるものであって、保護者の意図や懲戒権（親権）によって正当化されない。

○ 基本的考え方と対応の原則

家族の構造的な問題を背景として生まれ、発生予防から子どもの自立まで切れ目のない支援が必要。何より子どもの安全が最優先される。

○ 虐待対応の枠組み

市区町村と児童相談所が連係し、重症度／緊急度に応じた迅速な対応を行う。その他関係機関含めた連携と協力体制が極めて重要

○ 守秘義務と情報共有

虐待の防止や対応のために必要な範囲で、正当な理由がある場合は、刑事処罰の対象にはならない。

(通告者の保護／関係機関相互／要対協参画の個人・団体)

22

子ども虐待対応の現状

◆ 激増する通告・対応件数と「虐待」定義の拡大

・虐待通告・相談件数 (cf.「児童虐待防止法」H12.11.20施行)

京都府(H11年度: 90件 → H30年度:2,104件) ※市児相分除く

全国(H11年度:11,631件 → H30年度:159,850件) 19.5%増加

cf. 京都市 2,128件^⑩

・内訳は、「心理的」が急増し半数以上 (府^⑩ 1,231件=58.5%、全国55.3%)

※定義の拡大や警察からの通告増(府^⑩ 1,007件=47.9%)などによる。

→ DVやきょうだいへの虐待目撃を「心理的虐待」として扱う。

※「性的」は2~3%だが、暗数は10倍以上?とも言われる。

・通告元の最多は「警察」(府^⑩=47.9%、全国^⑩=50%)

「近隣・知人」は、府^⑩ 11.5%、全国^⑩=13%

・主な「虐待者」は、実父(府^⑩=42.7%)、実母(府^⑩=48.1%)

児童虐待相談の状況

(件)

	23年度	29年度	30年度
家庭支援総合センター	148	401	517
宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)	308	847	1,045
福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)	163	415	542
計	619	1,663	2,104



◆経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他		合計
												きょうだい受理		
28年度	86	49	224	16	217	3	0	23	15	481	28	360	175	1,502
29年度	75	48	227	17	191	1	1	21	15	707	16	344	169	1,663
30年度	91	47	242	15	220	0	2	33	9	1007	32	406	182	2,104
構成率 (30年度)	4.3	2.2	11.5	0.7	10.5	0.0	0.1	1.6	0.4	47.9	1.5	19.3		100.0

- ・警察からの通告が大幅に増加。 1,007件 (29707件)
 その内、面前DVによる心理的虐待通告 622件 (29408件)
- ・心理的虐待の約半数が警察からの通告によるもの
- ・面前DVが虐待に当たるとの認識が広がり、通報を受けた警察が児童相談所への通告を徹底
- 学校からの通告は基本的には市町村（要対協）経由
- ※ 今年度からは、119番通報も

【参考】DV

- DV（ドメスティック・バイオレンス）とは
- ・身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力
 - ・暴力は繰り返され、だんだんエスカレートする傾向にある
 - ・暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪となる行為
- 加害者について
- ・一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないと言われている。
 - ・相手を自分の思い通りに支配しようとする構造

DV相談の状況(夫等からのDV)

	23年度	29年度	30年度	(件)
家庭支援総合センター	4,560	4,333	4,812	
南部家庭支援センター (宇治児相)※	719	1,487	1,930	
北部家庭支援センター (福知山児相)※	623	805	1,043	
計	5,902	6,625	7,785	

※ DV相談に係る南部、北部家庭支援センターは、平成22年5月26日に設置

子ども虐待対応の現状

◆子ども虐待の重篤事例について

・「死亡事例等の検証結果 第15次報告」(H30年度分／厚労省)

→ 1年間に虐待で死亡した子どもは52人(心中含む65人)

→ 「0歳」が28人(53.8%)で最も多い。(心中除く)

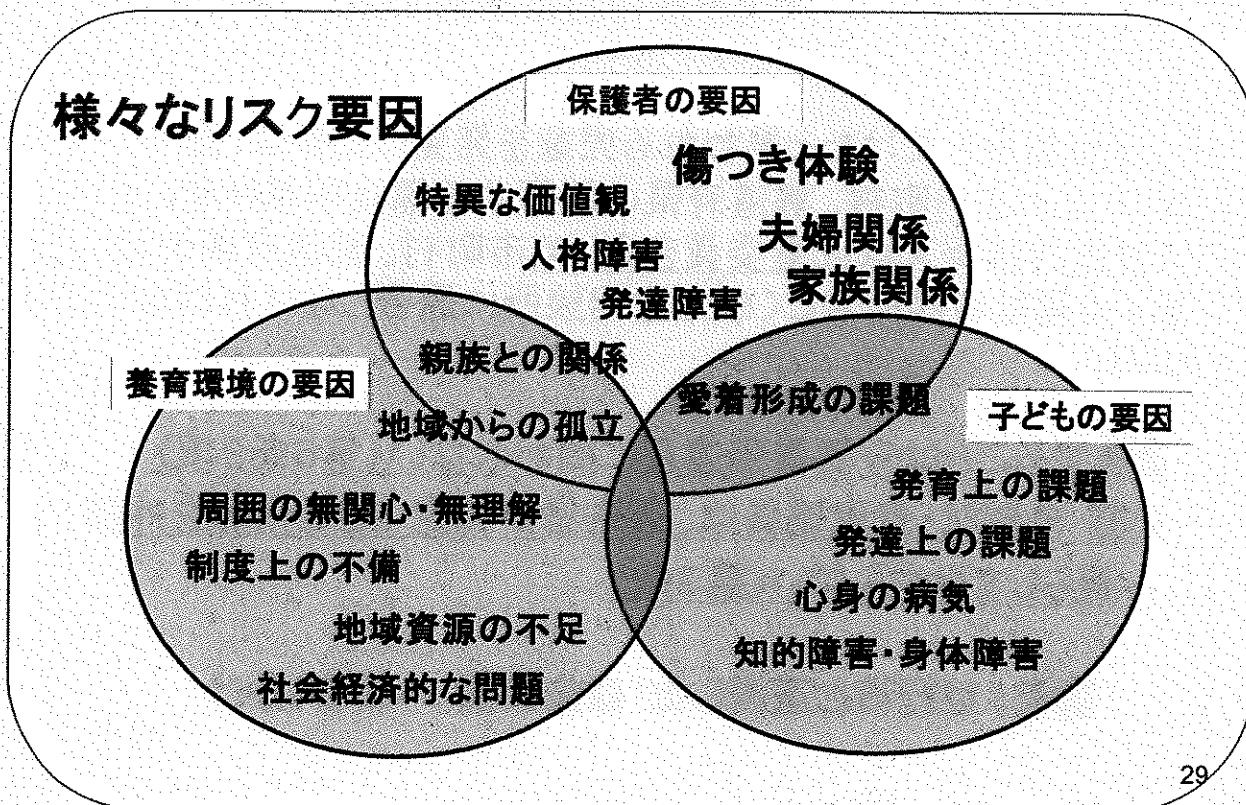
さらに、0歳児のうち「0ヶ月児」が、14人(50.0%)と最多(同上)

・検証対象事例の特徴分析

○虐待の類型:例年同様、身体的虐待が最も多い(22人(40.1%))

○実母の抱える問題:「予期しない妊娠／計画していない妊娠」16人(30.8%)
、「妊婦健診未受診」(16人(30.8%))が高い割合を占める

児童虐待の背景



29

早期発見の努力義務

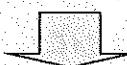
(児童虐待防止法第5条)

◆ 機関・団体

学校、児童福祉施設、病院その他児童福祉に業務上関係のある団体

◆ 職務上関係のある個人

学校教職員、児童福祉施設職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者



児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、
児童虐待の早期発見に努めなければならない

30



児童虐待の通告について (児童虐待防止法第6条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- ・通告することは守秘義務違反に問われない(第6条3項)
- ・児相・市町村・児童委員は、通告者が特定できる情報を外部へ漏らしてはならない(第7条)

「通告」は行政と連携した「家族支援」へのきっかけ

31



「虐待」と「しつけ」との違いとは？

● 虐待する親の言い分

- ・約束を守らないから、うそをつくから。
- ・口でいくら言ってもいうことを聞かないから。
- ・甘やかして育てて、大人になって困るのはこの子。
- ・子どもを叩いてでもしつけることは親の責任。
- ・自分も叩かれて大きくなったし、今では親に感謝している。

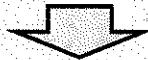
32



「虐待」と「しつけ」との違いとは？

● しつけとは

子どもに自分で行動をコントロールする力を身につけさせ、「自立心」「自尊心」「自己肯定感」を育むもの。(自己統御可能)



子どもに「よい手本を見せる」ことが「しつけ」の基本

● 虐待とは

親の意図や言い分とは関係なく、子どもの心身の成長に(結果として)悪影響を及ぼす行為

子ども自身がコントロールできないため、
混乱、不安、自己肯定感の低下をもたらす

33

虐待を受けた子どもへの影響

子どもの身体は成長段階にあるため当然大人と比べて弱く、特に乳児はちょっと揺すぶっただけで脳に障害を起こしたり骨折することがあります。

このことが原因で重い障害を残す子どもも多く、親からみれば大丈夫と思っていても子どもにとって心身に大きな影響を及ぼすこととなります。

虐待の影響は、虐待の種類、程度、受けた期間などによって様々です。

また、虐待という状況から保護などされて逃れたとしても、子どもの頃に受けた経験は、将来その子が成長するときに大きな影響があります。

34

身体の成長に影響

食事を与えられなかったり、栄養が偏ると、身体の発育が悪くなり、慢性的な病気や体力のない病気がちの子どもになったりします。

暴力による頭部外傷で脳に障害が生じ、運動機能や言語など知的な発達が遅れます。

心の発達に影響

親から大切にされる経験を持たずに育つと、他の人を信頼することができず、人間関係が築けなくなり、他人に攻撃的になります。子どもは虐待の苦痛を軽減しようとして、感情や記憶を分裂させる解離（多重人格）が起こることもあります。自分が悪いから虐待されていると考えて自尊心が低くなり、自暴自棄な行動をとります。

このような情緒的に不安定な状態のままで思春期になると、非行や犯罪など反社会的な行動につながっていきます。

また、親が学校に行かせないことで学校の勉強についていけなくなったり、度重なる暴力により、学習するための集中力や意欲に欠け、学力が低下することがあります。

35

子どもの将来に影響

【世代間の連鎖】

虐待をする親の約30%は子どもの頃に虐待を受けた経験を持っているといわれています。

子どもの頃の虐待の体験は、大人になって自分が子育てをするときに、自分の子どもを虐待するという形になつて悲劇をくりかえしてしまいます。

【非行や犯罪】

幼少時に基本的なコミュニケーション（反応に答えてくれる）が不足していると他者との信頼関係が築けなくなります。

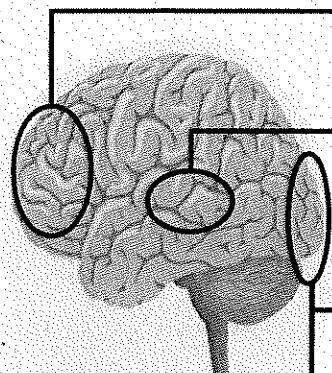
大人に過剰に反応したり、他の子どもを攻撃したりする行動をとります。

これがエスカレートすると非行や犯罪につながります。

36

脳へのダメージ

子どもの脳は子ども虐待を受けることで変形すること、子ども虐待の種類によって変形する脳の場所が異なる。



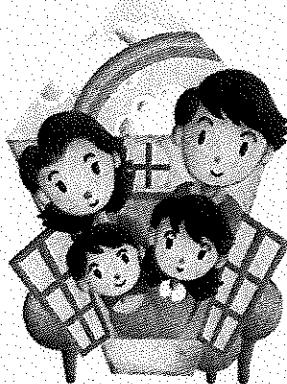
身体的虐待—前頭前野（感情や思考をコントロールし、行動抑制力に関わる）が委縮

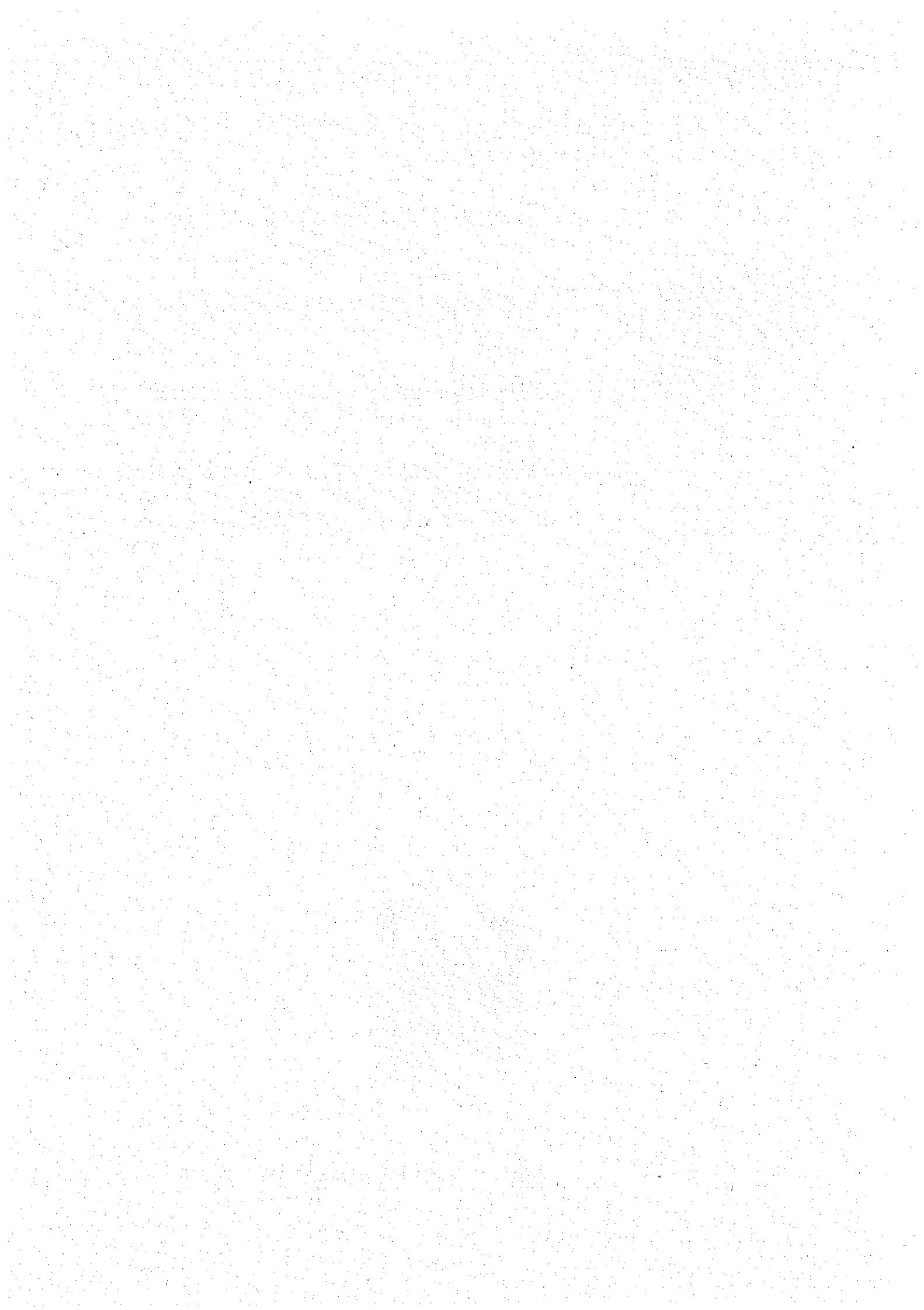
心理的虐待—聴覚野（他者の言葉を理解し、会話をする等コミュニケーションに関わる）が肥大

性的虐待—視覚野（目の前のものを見るだけではなく、映像の記憶形成とも強く関わる）が委縮

面前DV—視覚野が委縮。さらに暴力の目撃よりも言葉の暴力に接した時の方が脳へのダメージが大きいという研究結果がある。

イメージ図





子どもの
笑顔の
ために



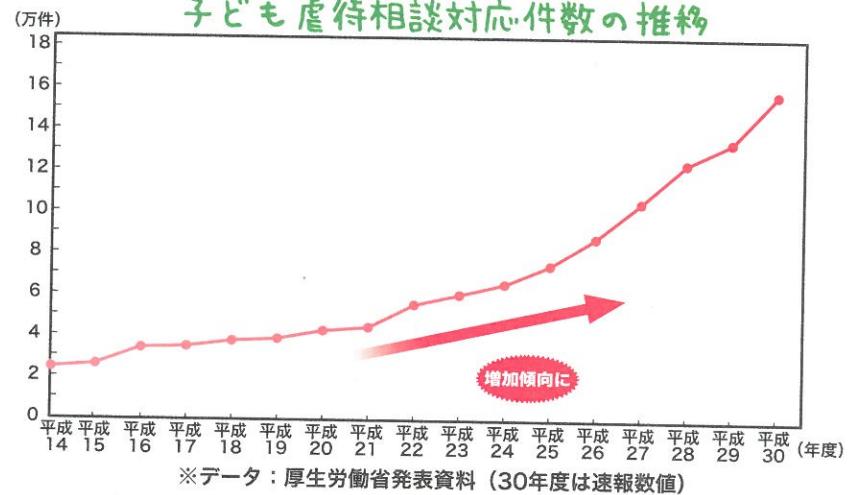
い　い
た　つ
い　つ
から　も　笑
から　く　顔　で



子どもの笑顔が奪われています

「子ども虐待」という言葉をきくと、何か特別な事件に見えるかもしれません。皆さんの身近なところで起こっている行為です。身体や心に傷を負っている子どもたち、助けを求められない子どもたちがたくさんいます。

全国の児童相談所における 子ども虐待相談対応件数の推移





こ
と
が
い
つ
ぱ
い
知
つ
て
ほ
し
い

子ビも虐待のカタチ

- 殴る・蹴る・つねる・縛る
- たばこの火を押しつける
- 熱湯をかける
- 裸にさせてベランダや屋外に放り出す など

- 性的虐待
- 性的行為の強要
- 胸や性器などをさわる など

- 適切な衣食住の世話をしない
- 登校させない
- 病院に連れて行かない など

- 心理的虐待
- 無視・罵声を浴びせる
- 脅迫・おどし・心を傷つけることを繰り返し言う など

悩
ひ
と
り
ま
な
い
で
で



子育てに悩んだとき

子育てがうまくいかないときは、自分ひとりで悩まずに身近な人に話してみましょう。思いがけず、気持ちが楽になったりするものです。

専門的なアドバイスが欲しいときには、家庭支援センターや保健所に相談してください。

子育てに疲れていませんか？

- ✗ 育児雑誌のとおりいかなくて悩んだり、不安になったりしたことがある
- ✗ 最近、遊び相手やお話の相手をしていないように思う
- ✗ 子育てに追われて自分の時間がとれないように思う
- ✗ 子どもとどう接していくか分からぬきがある
- ✗ イライラして子どもを叩きそうになったり、叱って後悔したことがある
- ✗ 子どもがあまり自分になつていない、可愛くないようう思う



小さなサインを
受け止めて

助けてのサインに、 気づいてあげてください

子どもへの虐待には次のようなことが伴います。周囲が
小さなサインに気づくことで、虐待を未然に防ぐことが
できます。

子どもに
ついて

- ✗ 不自然な傷や打撲のあと
- ✗ 夜遅くまで一人で遊んでいる
- ✗ 衣服や髪がいつも汚れている
- ✗ 表情が乏しい
- ✗ おどおどしている
- ✗ 親を避けようとする など

保護者に
ついて

- ✗ 地域や親族と交流がなく孤立している
- ✗ 小さい子どもを置いたままよく外出している
- ✗ 子どもの養育に関して拒否的、無関心 など

あなたの勇気を
少しだけ



子ども虐待に気づいたとき

近所や周辺で子どもへの虐待を発見したり、「虐待かな?」と感じたら、最寄りの家庭支援センター又はお住まいの市町村へ連絡してください。

親を責めないで!
子どもを虐待している親も
同様に傷ついています

子どもへの虐待原因はさまざまですが、虐待する親の大半は、ひとりで苦しみ、悩み続けたその結果が子どもへの虐待となって現れている悲しい現状があります。見かけたことだけで、親を決して責めないでください。

子どもを虐待している親を
孤立させないで!

子どもを虐待している親や、虐待しているとみられた親は、社会の悪者として近所や地域から見られ、敬遠されてしまうと、一層社会から孤立してしまいます。そんな人にこそ、地域の力や近所のみなさんの助けが必要です。

オレンジリボン・キャンペーン



児童相談所全国共通ダイヤル

いち はやく
189

その他、各市町村の福祉事務所や
保健センターへ相談してください。

京都府